

(5)給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し 〔 実施 〕
実施内容 （平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由)）

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 山形県人事委員会勧告に準拠して給料表を改定。国の給与制度の総合的見直しとして勧告した俸給表に準じたうえで、県内民間の給与水準との均衡を踏まえた一定の率を乗じた額とした。(平均見直し率0.2%) 激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し
実施内容

国基準0%(非支給地域)に対して、山形市においても国基準どおり0%としている。					
	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合	平成28年度の支給割合	平成29年度の支給割合	平成30年度の支給割合
国基準による支給割合	0%	0%	0%	0%	0%
山形市の支給割合	0%	0%	0%	0%	0%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(6)特記事項

- ① 平成18年4月から平成21年11月までの間、一般職員の給料月額を0.5～4%減額。
- ② 平成17年4月から平成21年11月までの間、管理職手当を10%減額。
- ③ 平成22年12月から平成30年3月までの間、55歳を超える職員(行政職給料表4級以下の給料月額を受ける職員を除く。)について、給料及び管理職手当を1.5%減額。

